

養護老人ホーム三原慶雲寮  
(特定施設入居者生活介護事業所)  
重要事項説明書



養護老人ホーム  
三原慶雲寮

令和7年6月14日改訂

# 養護老人ホーム三原慶雲寮

## 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている特定施設入居者生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1. 事業の目的、運営方針

#### (1) 事業の目的

社会福祉法人三原福社会（以下、「法人」という）が、設置経営する養護老人ホーム三原慶雲寮（特定施設入居者生活介護事業所）（以下、「事業所」という）の事業は、要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という）を措置の実施機関の委託を受けて入所させ、その福祉を図り適正な特定施設入居者生活介護（以下、特定施設サービスという。）を提供することを目的とします。

#### (2) 運営方針

事業所は、その提供する特定施設サービスに関係法令等の趣旨及び内容に沿ったものにするとともに、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った特定施設サービスの提供に努めます。また利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、利用者の必要とする適切な特定施設サービスを、適切な援助・介護技術を持って提供します。利用者又はその家族に対し、特定施設サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明することや、その特定施設サービスの質の管理や評価を行います。

### 2. 養護老人ホーム三原慶雲寮の概要

#### (1) 事業法人の概要

法人名	社会福祉法人 三原福社会
所在地	広島県三原市小坂町1550番地
代表者名	木曾 綾夫
電話番号	0848-66-2630

#### (2) 事業所の概要

事業所名	養護老人ホーム三原慶雲寮		
所在地	広島県三原市小坂町1563番地		
指定事業者番号	3470900915号		
利用定員	50名		
管理者及び 連絡先	氏名	住田 博文	
	連絡先	TEL 0848-66-2630	
協力医療機関	三原市 医師会病院	所在地	三原市宮浦1丁目15番1号
		連絡先	0848-62-3113
		主な診療科	内科・整形外科・外科
	小泉病院	所在地	三原市小泉町4245
		連絡先	0848-66-3355
		主な診療科	精神科

	本郷中央病院	所在地	三原市下北方1丁目7番30号
		連絡先	0848-86-6780
		主な診療科	内科・外科・眼科・整形外科・泌尿器科・耳鼻咽喉科
	向井歯科医院	所在地	三原市和田2丁目5番3号
		連絡先	0848-64-2733
		診療科	歯科

(3) 設備の概要

設 備	室数	面 積	備 考
居室	50	10.65 m <sup>2</sup> ～11.99 m <sup>2</sup>	
浴室	1	21.74 m <sup>2</sup>	個浴槽、大浴槽
静養室	1	10.85 m <sup>2</sup>	
介護員室	2	12.87 m <sup>2</sup>	2、3階
相談員室	1	12.87 m <sup>2</sup>	4階
食堂兼ダイルーム	3	42.27 m <sup>2</sup>	2～4階
医務室	1	10.85 m <sup>2</sup>	3階
ロビー	3	22.59 m <sup>2</sup>	2～4階

(4) 職員の配置状況

職 種	従事するサービス種類、主な業務	人員
管理者	業務の一元的な管理	常勤 1名
生活相談員	生活相談及び指導	常勤 2名
介護員	介護業務	常勤 1名 非常勤 14名
看護員	心身の健康管理、口腔衛生と機能チェック及び指導、保険衛生の管理	常勤 1名
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う	非常勤 1名
計画作成担当者	特定施設入居者生活介護計画の作成	常勤 1名
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	常勤 1名

※ 職員配置については指定基準を遵守しています。

(5) 職員の勤務体制

職 種	勤務体制
管理者	8：30～17：30 常勤兼務
生活相談員	8：30～17：30 常勤兼務
介護員	早出 7：00～16：00 日勤 8：30～17：30 遅出 10：00～19：00 夜勤 16：15～9：15
看護員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）、通常1名体制で勤務。 夜間については自宅待機を行い、緊急時に備えます。
計画作成担当者	8：30～17：30 常勤兼務
管理栄養士	8：30～17：30 常勤兼務

(6) 営業日  
年中無休

### 3. 施設サービスの概要

(1) 基本サービス

①特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、特定施設サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②利用者の安否確認

事業所の従業者により、利用者の日常の心身の状況、生活状況に常に気配りいたします。

③生活相談等

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 介護サービス等

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他の日常生活上の支援を行います。

種 類	内 容
入浴	<ul style="list-style-type: none"><li>週2回の入浴または清拭を行います。</li><li>利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うと共に、入浴の自立について適切な援助を行います。</li></ul>
食事	<ul style="list-style-type: none"><li>栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。</li><li>利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。</li></ul> <p>(食事時間)      朝食            7：30～ 8：00                          昼食            11：45～12：30                          夕食            17：30～18：30</p>
排泄	<ul style="list-style-type: none"><li>利用者の状況に応じた適切な排泄の介助を行うと共に、排泄の自立にむけた援助を行います。</li><li>おむつを使用する方に対しては随時に交換を行います。</li></ul>

離床、 更衣、 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うように援助します。</li> <li>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>理学療法士の指導により機能訓練指導員や介護員が利用者の状況に適合した訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護員により利用者の状況に応じて適切な措置を講じます。また、緊急を要する場合には、主治医あるいは協力医療機関等の連絡を行う等の必要な措置を講じます。</li> </ul>
その他の サービスの 提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>教養娯楽設備を備えるほか、適宜、利用者の為のレクリエーション行事を行います。</li> <li>常に利用者と家族との連携を図るよう努めます。</li> <li>入退所、病院への入退院等の送迎を必要とされる利用者への送迎を行います。</li> </ul>

#### 4. 利用料金

##### (1) 介護保険対象

##### ① 特定施設利用料

##### ア 基本サービス利用料

基本料 金等	介護区分	1日あたりの利用料	1日あたりの自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
	要介護1	5,420円 (542単位)	542円	1,084円	1,626円
	要介護2	6,090円 (609単位)	609円	1,218円	1,827円
	要介護3	6,790円 (679単位)	679円	1,358円	2,037円
	要介護4	7,440円 (744単位)	744円	1,488円	2,232円
	要介護5	8,130円 (813単位)	813円	1,626円	2,439円

##### イ 加算料金

加算名	1日あたりの利用料	1日あたりの自己負担額			
		1割	2割	3割	
夜間看護体制加算Ⅱ※	90円 (9単位)	9円	18円	27円	
協力医療機関連携加算※	400円 (40単位)	40円/月	80円/月	120円/月	
退院・退所時連携加算※	300円 (30単位)	30円	60円	90円	
退居時情報提供加算※	2,500円 (250単位)	250円	500円	750円	
科学的介護推進体制加算 (月額)	400円 (40単位)	40円/月	80円/月	120円/月	
看取り介護加算Ⅰ	1 (31~45日前)	720円 (72単位)	72円	144円	216円
	2 (4~30日前)	1,440円 (144単位)	144円	288円	432円
	3 (2・3日前)	6,800円 (680単位)	680円	1,360円	2,040円
	4 (当日)	12,800円 (1,280単位)	1,280円	2,560円	3,840円
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円 (3単位)	3円	6円	9円	
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円 (4単位)	4円	8円	12円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ※	220円 (22単位)	22円	44円	66円	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180円 (18単位)	18円	36円	54円	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	基本料金と加算料金を算定した単位数の12.8%				

加算についての説明

加算名	説明等
夜間看護体制加算Ⅱ※	以下の要件を満たしている場合 ①1名以上の常勤看護師を配置している ②施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している ③重度化した場合における対応に係わる指針を定め、利用者又はその家族等に対して当該指針の内容を説明し、同意を得ている
協力医療機関連携加算※	入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること
退院・退所時連携加算※	退院又は退所に当たって、当該医療提供施設の職員と面談等を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、特定施設サービス計画を作成し、サービスの調整を行った場合
退居時情報提供加算※	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定
科学的介護推進体制加算	①入所者・利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省（LIFE）に提出していること ②サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
看取り介護加算※	医師が医学的見地から回復の見込みがないと診断した入所者に対し、医師、看護職員、介護職員等が共同して、本人や家族に説明しながら、その人らしさを尊重しながら看取りの支援を行った場合
認知症専門ケア加算Ⅰ、Ⅱ	都道府県知事に届け出た指定特定施設が、専門的な認知症ケアを行った場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ※	介護職員のうち、介護福祉士が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上のいずれかに該当し、サービスの質の向上に資する取組を実施していること
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員のうち、介護福祉士が60%以上であること
介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	厚生労働大臣の定める基準に適合し、キャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境等の要件を満たしている場合

※現在取得している加算項目です。加算料金等については、介護保険法、厚生労働省からの通則等を遵守し加算します。

## (2) 介護保険対象外

区分	金額 (単位)	内容の説明
理容代	実費	理容師による出張サービスを受けた場合
クリーニング代	実費	施設で洗濯することが適さない、入所者の衣類や寝具等のクリーニングを希望された場合
行事参加費	実費	レクリエーションや行事に参加した場合
嗜好品費等	実費	入所者の希望により嗜好品、栄養補助食品等を購入した場合
日常生活費	実費	入所者の日常生活においても通常必要となるものに係る経費で、入所者にご負担いただくことが適当と判断されるものを購入した場合
通信費	実費	家族等へ文書等の通信をした場合
文書料	1,500 円 (1 部)	入所者等の希望により証明書等を発行した場合
家族会費	1,500 円 (1 年)	三原慶雲寮家族会の年会費
複写物の交付	20 円 (1 葉)	入所者の希望により、サービス提供に係る記録を複写した場合

## (3) 支払方法

(1) の料金につきましては、1 ヶ月ごとに計算し、請求をいたしますので、翌月 15 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行します。

(2) の料金につきましては、必要の都度、請求しますので速やかにお支払い下さい。

- |   |
|---|
| ア 窓口での現金払い  |
| イ 下記の指定口座への自動振込み<br>ご利用者からお預かりする預貯金通帳 (ゆうちょ貯金) から自動払込による支払い (保険給付対象サービスのみ)<br>社会福祉法人 三原福祉会<br>ゆうちょ銀行 高坂郵便局 口座番号 01390-0-24556 |

## 5. 利用の開始と終了の手続き

### (1) 利用開始の手続き

特定施設入居者生活介護利用契約を締結後、サービスを提供します。

### (2) 利用終了の手続き

#### ① 利用者の都合で退所される場合

退所を希望する日の 7 日前までにお申し出下さい。

#### ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・利用者の認定区分が自立または要支援と認定された場合
- ・他の施設へ転出される場合
- ・利用者が、やむを得ない事由を除き、契約期間中に医療機関等へ入院し、入院した翌日から起算して 3 か月を経過した場合

### ③ その他

- ・利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・利用者による、サービス利用料の全部又は一部の支払いが3ヶ月以上遅延し、1ヶ月以上の期間を定めて催促したにも関わらずこれが支払われない場合
- ・利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により特定施設を閉鎖した場合
- ・施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ・施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

## 6. 施設利用に当たっての留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出下さい。 ※急用を除き、概ね8:30～17:30の間でお願いします。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
喫煙	喫煙は指定された場所で行ってください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	受診をされる際は、健康管理上必ず看護員にご連絡下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。 利用者は故意に、また重大な過失により、施設設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状を回復するか、または相当の対価を支払うものとします。
所持品の管理	所持金品は自己の責任で管理して下さい。
所持品の持ち込み	危険物（刃物類等）は持ち込まないで下さい。持ち込み物品がある場合には、施設の従業者にお知らせ下さい。ただし、利用者の日常生活を営むのに支障があると施設が判断した物品については持ち込みできません。
宗教活動・政治活動・営利活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

## 7. 秘密保持

事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

ただし、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、当法人の個人情報に関する規定に基づき利用できるものとします。

## 8. サービス内容に関する相談・苦情

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付けます。

#### ・苦情受付窓口

相談・苦情受付担当者 生活相談員 村尾 寿紀

苦情解決責任者 施設長 住田 博文

・受付電話番号 0848-66-2630

・受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30

※苦情に関する詳細については、別紙「苦情解決に向けて」をご参照下さい。

※苦情受付ボックス「ご意見箱」をケアステーションや玄関に設置しています。

### (2) 第三者委員について

すえひさ あきと 末久 昭人 (監事)	所在地	三原市青葉台14番7号
	電話番号	0848-64-7548
こうじたに せつお 糀谷 節夫 (評議員)	所在地	三原市小坂町3277番地1
	電話番号	0848-66-1252

### (3) 行政機関その他の苦情受付機関

三原市高齢者福祉課 介護保険係	所在地	三原市港町3丁目5番1号
	電話番号	0848(67)6240
	受付時間	8:30～17:15 (土日祝日を除く)
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地	広島市中区東白島町19番49号 国保会館
	電話番号	082(554)0783
	受付時間	8:30～17:15 (土日祝日を除く)
広島県社会福祉協議会 内 広島県福祉サービス運営適正化委員会	所在地	広島市南区比治山本町12-2
	電話番号	082(254)3419
	受付時間	8:30～17:00 (土日祝日を除く)

## 9. 事故発生時の対応方法

事故等により利用者の容体等に变化、急変等があった場合は、医師等関係機関職員に連絡する等必要な措置を講じます。また、下記の連絡先、管理者、保険者等に速やかに連絡・報告するとともに、事故等の内容は適切に記録します。

なお、当施設は万一に備えて損害賠償保険に加入しています。

利用者代理人	村上 明美	TEL 0848-68-0430
保険者	三原市 高齢者福祉課 介護保険係	TEL 0848-67-6240
その他	広島県東部厚生環境 事務所・保健所	TEL 0848-25-2011

## 10. 非常災害対策

近隣との協力関係	小坂町内会（小坂防災会）、高坂町内会（高坂防災会）と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
非常時の対応	別途定める「防火管理体制マニュアル」に従い対応を行います。			
平常時の訓練等	別途定める「防火管理体制マニュアル」に従い年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー設備	あり		
	自動火災報知器	あり	屋内消火栓	12箇所
	誘導灯	17箇所	非常通報装置	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源 (自家発用)	あり
	防火扉	4箇所		
消防計画等	消防署への届出日 : 令和5年7月19日(直近) 防火管理者 : 住田 博文			

令和 年 月 日

特定施設入居者生活介護サービスについて、上記により重要事項を説明しました。

養護老人ホーム 三原慶雲寮

職名 生活相談員

氏名 村尾 寿紀 (印)

私は、上記内容の説明を事業所から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

<利用者>

住所

---

氏名

---

(印)

<代理人>

住所

---

氏名

---

(印)

利用者との関係

---